

バリアフリー特定改修工事特別控除制度 (所得税)(投資型)

ローンなしでのバリアフリーリフォームは最大20万円の控除

概要

高齢者や要介護・要支援認定者、障がい者本人、またはそれらの人の同居人が、既に暮らしている住宅のバリアフリーリフォームを、ローンを使わずに行った場合、標準的な工事費用相当額の10%が、リフォーム後に暮らし始めた年分のみ、所得税から控除されます。

新たに要介護・要支援状態区分が3段階以上あがり、適用対象工事を行った場合は再適用されます。

また、バリアフリーリフォーム後の住宅床面積が50㎡以上であることが利用条件の1つとしてあります。

これについて、店舗や事務所などを持つ併用住宅の場合は、建物全体の床面積で判断されます。また、親子等で2世帯住宅の場合は、他の人の共有部分を含めた建物全体の床面積で判断されます。マンションなどは区分所有床面積で判断されます。

これだけ お得です!!

補助金などを除いた標準的な工事費用相当額(上限200万円)の10%、最大20万円が、リフォーム後に暮らし始めた年分のみ、所得税から控除されます。

工事対象金額	200万円
控除率	10%
限度額	20万円

※標準的な工事費用相当額

国土交通省の告示によって工事などの内容区分で定められた金額に、改修部分の面積や工事箇所数などが掛け算された金額です。

2021年12月末までの制度です

2021年12月31日までに入居した方が対象です。

このような方が利用できます

- 次のいずれかに当てはまり、賃貸ではない、所有する住宅のリフォームを行う方。
 - ① 50歳以上の方
 - ② 要介護または要支援の認定を受けている方
 - ③ 障がい者
 - ④ ②か③に当てはまる親族または65歳以上の親族いずれかの同居人
- 工事完了日から6ヶ月以内に居住している方。
- 工事後の住宅の床面積が50㎡以上であり、その1/2以上に居住している方。
- 増改築等工事証明書などの必要書類を添付して確定申告している方。
- 合計所得金額が3,000万円以下。

このような工事が対象です

- 次のいずれかに該当する工事。
 - ① 通路などの拡幅
 - ② 階段の勾配の緩和
 - ③ 浴室の改良
 - ④ トイレの改良
 - ⑤ 手すりの取り付け
 - ⑥ 段差の解消
 - ⑦ 出入口の戸の改良
 - ⑧ 滑りにくい床材料への取り替え
- 補助金などを除いたバリアフリーリフォームの工事費用が、50万円を超えていること。
- 居住用部分の工事費用額が、リフォーム工事費用総額の1/2以上であること。

制度の
詳細

国土交通省

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000027.html

